

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)を踏まえた大学設置基準等の改正について

改正に向けた検討項目

- (1) 学部・研究科等の枠を超えた学位プログラム P.3~6
((仮称) 学部等連携課程)
- (2) 実務家教員の登用促進 P.7~8

(1)(仮称)学部等連携課程の導入について

学位プログラムの現状と課題

- ✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

- ✓ 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

- ✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。
- ✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。



「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」抜粋
大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。

学部等連携課程を設けることについて大学設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び関連規則等を改正する。

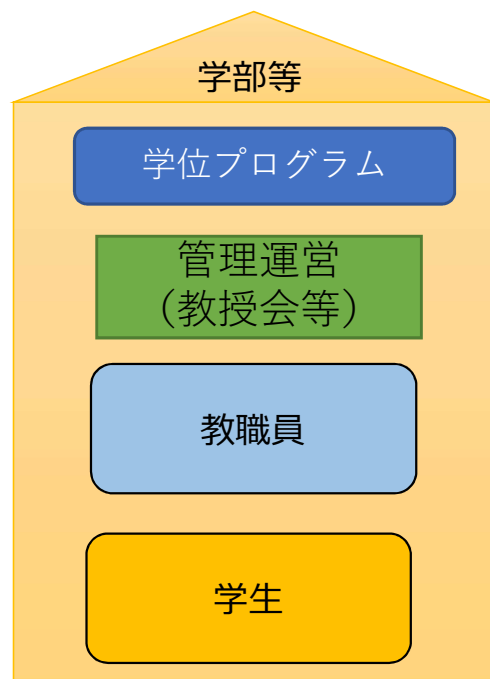
(1)改正概要①

学部等連携課程の位置づけ

- ✓ 大学は学部・研究科又は学部・研究科以外の基本組織等（以下「学部等」という。）に加えて、学部等が連携して編成する教育課程（以下「学部等連携課程」という。）を置くことができるものとする。

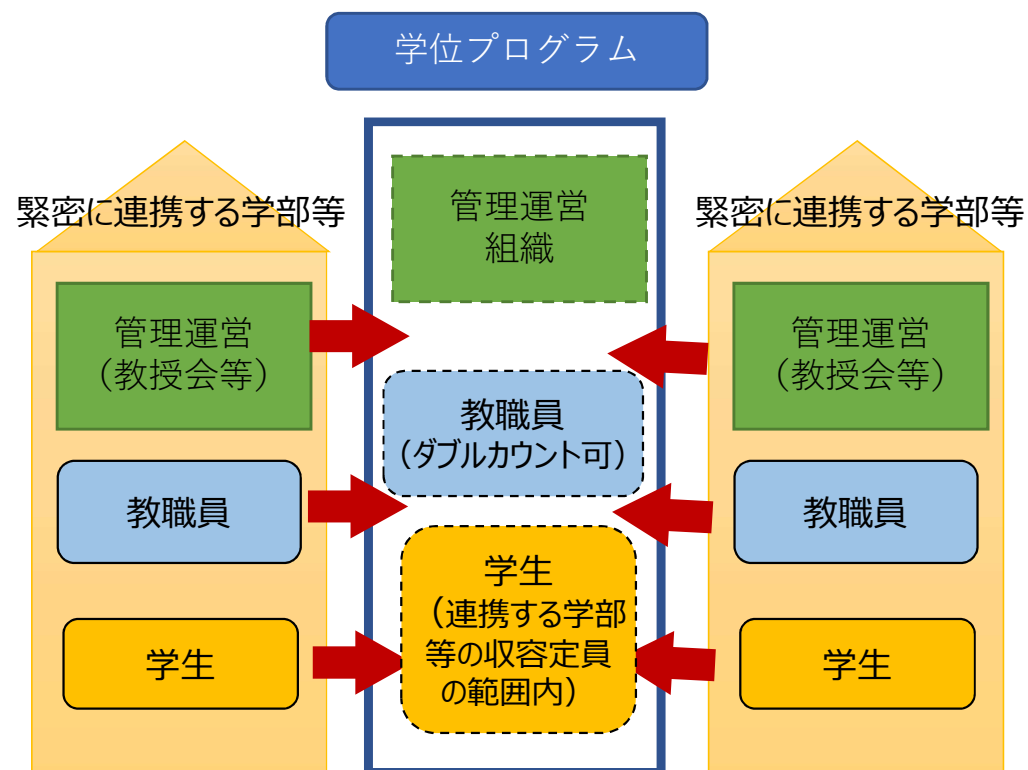
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



(1)改正概要②

教員組織

- ✓ 学部等連携課程の専任教員は類似する学部等に相当する数置くものとする。
- ✓ 学部等連携課程の専任教員については、教育上支障を生じない場合には、**当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができる**ものとする。（教員のダブルカウント）
- ※ 新たな学位プログラムの運営には、連携・協力する学部等との調整や運営管理が必要となるため、運営管理を主に担う教員を置くようにすること及び学部等と学部等連携課程の双方に所属する教員の勤務状況をエフォート管理等を通じて適切に行うことについても、施行通知等を通じて周知する。

学生組織

- ✓ 学部等連携課程に所属する学生の人数は、**当該課程と緊密に連携及び協力する複数の学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ※ 学部・研究科等の組織を超えた学位プログラムに参加する学生が十分に所属意識を醸成できるよう大学としても取り組むよう周知する。

施設設備、必要な附属施設等

- ✓ 大学は学部等連携課程の教育課程を実施する上で必要な施設設備その他の諸条件を**当該大学に置かれる複数の学部等との緊密な連携及び、協力の下に備えるもの**とする。

(1)改正概要②

設置審査

- ✓ 学部等連携課程が学位の分野等の変更を伴う場合、認可の対象となる。また、学部等連携課程が学内資源を活用して設置されることに鑑み、より柔軟かつ機動的に設置を行うことができるよう**審査プロセスの簡略化**を図る。

事項	学部等の場合	学部等連携課程の場合
学部等/新教育課程の設置 (当該大学の授与する学位の分野等の変更を 伴うもの)	認可	認可 (提出書類の弾力化を検討)
学部等/新教育課程の設置 (当該大学の授与する学位の分野等の変更を 伴わないもの)	届出	届出 (提出書類及び提出時期の弾力化を検討)

質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は学部等連携課程を設置する際には3つのポリシーを策定するとともに、緊密に連携する学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施する教学管理体制を整備する。

(2)実務家教員の登用促進

実務家教員の現状と課題

- ✓ 大学等において、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う機会を確保するという観点や、A I・I T等の新たな社会的ニーズが生まれている分野における高度専門人材の育成の在り方を革新する観点等からも、学部段階から、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待。
- ✓ 実務の観点を踏まえた教育課程・授業の改善を促すには、これらのプロセスに、実務家などの学外の人的資源を参画させることが必要。



「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」抜粋

社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促すため、専任教員として実務家教員を配置することができる旨を、大学設置基準上、確認的に規定する。

また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、実務家教員で6単位以上の担当授業科目を持つ場合は、教育課程の編成等に責任を負う者とするよう努めることとする。

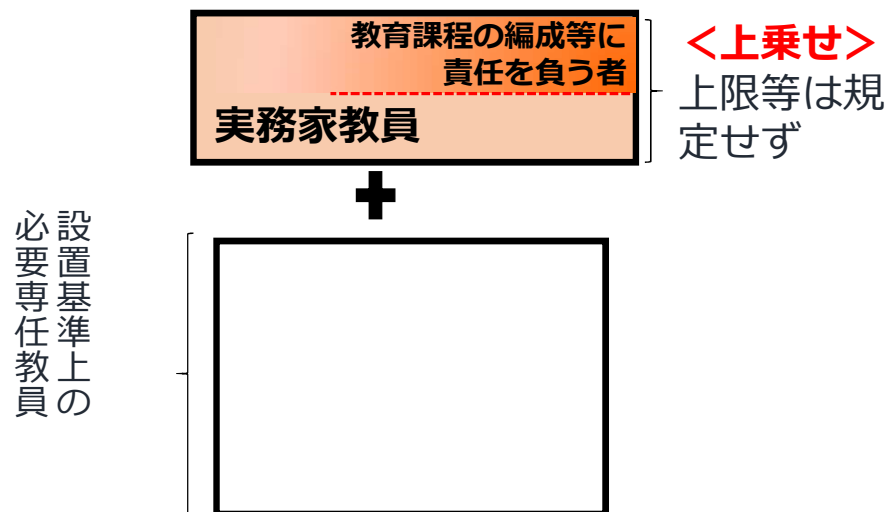
実務家教員の配置等について大学設置基準を改正する。

(2)改正概要①

実務家教員の配置

- ✓ 大学設置基準第十三条に規定する必要専任教員数に加え、大学において、**実務家教員を置くことができる旨を確認的に規定**する。
- ✓ 実務家教員の定義については、専門職大学院等と同様、「**専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者**」とする。

■今般の改正イメージ



実務家教員と教育課程の関わり

- ✓ 実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、**大学は実務家教員が一年につき、六単位以上の授業科目を担当する場合には、当該教員が教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うよう努める**こととする。
- ※ 教授会やカリキュラム委員会等への参画等、実質的な形で大学の教育課程の編成に責任を負うものとし、具体的な参画の形は各大学において明確化するものとする。

実務家教員の質の確保

- ✓ 実務家教員は現場に関わる豊富な知識・技能等を有する一方で、必ずしも授業を教えることに熟練しているわけではないため、**採用時にFDを受講することとするよう施行通知等で周知**する。

參考資料

【参考1】「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」

学部等連携課程に係る記載抜粋

3. 多様で柔軟な教育プログラム

（多様で柔軟な教育プログラム）

各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を超えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を超えて幅広い分野から文理横断的なプログラム編成等が可能となる（中略）

＜具体的な方策＞

学位プログラムを中心とした大学制度【再掲】

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。その際、当該プログラムに対する責任体制を明確にする。
- この場合、学部等の専任教員が「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」においても専任教員として教育に携わることができることとする。

実務家教員抜粋

2. 多様な教員

＜具体的な方策＞

多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証

- 社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促すため、専任教員として実務家教員を配置することができる旨を、大学設置基準上、確認的に規定する。
- また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、実務家教員で6単位以上の担当授業科目を持つ場合は、教育課程の編成等に責任を負う者とするよう努めることとする。
- 質の高い実務家教員を確保するため、実務家教員の育成プログラムを開発・実施するとともに、その修了者の情報に係る共有の在り方を検討する。

学部等連携課程に係る主な記載抜粋

5. 学位プログラムを中心とした大学制度

(3) 制度改正等の方向性

- 大学においては、今後急速に進むであろう大学教育に対する社会的ニーズの変化や、学術研究を取り巻く環境の変化に対応できるように体制整備を図ることが必要である。
- このためには、これまでの制度的課題を踏まえ、学部等の組織において提供される従来の学位プログラムの質を引き続き確保することを前提としつつ、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう、制度を整える必要がある。
- 具体的には、複数の学部や研究科等を設置する大学が学部・研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムを、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度改正を行う。
- このような学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの具体的な制度設計については、以下のとおり。

【教員組織】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するにあたっては、大学は当該学位プログラムの教育を十全に進めるために新たな学位プログラムを担当する教員を確保することが必要である。
- ・ その際、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの授業を一定単位数以上担当し、その教育に一定の責任を負うなどの要件を満たす場合に、学部等の専任教員を当該学位プログラムにおいても参入すること（ダブルカウント）ができることとする。
- ・ ただし、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの運営には、連携・協力する学部等との調整や、学位プログラムとしての管理業務等が生じるため、学部等の専任教員とは別に、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに専属しプログラム全体を運営する専任教員も置くこととする。
- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するにあたっては、学部と当該学位プログラム双方に所属する教員の業務が複雑化することが想定される。大学教育の質保証の観点から、エフォート管理等を通じて、対外的にも明確となる方法で個々の教員の勤務状況を適切に管理し、教育に関する業務負担の偏りが生じないよう十分配慮する必要がある。

【学生組織】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに所属する学生の数については、当該学位プログラムと緊密に連携・協力する複数の既存学部等の収容定員数を合計した数の範囲内の数で学則において定めるものとする。当該学位プログラムが1年次から開講される場合には、入学者選抜を実施する単位とすることが望ましい旨を明示する。学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに参加する学生が十分に所属意識を醸成できるように大学としても取り組むことが重要である。

【校地・校舎等の施設及び設備】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムが、学部等の緊密な連携・協力の下で、教育課程を実施する上で必要な施設設備その他の諸条件を整えることが可能な場合には、当該学位プログラムに連携・協力する複数の学部等がそれぞれ設置基準の要件を満たすことで新たな学位プログラムを設置することができるものとする。

【設置審査】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに係る設置審査については、通常の学部設置と同様、当該学位プログラムの設置が学位の種類変更や大学全体の収容定員の増加を伴う場合に限り、認可の対象とする。

【内部質保証と教学管理体制】

- ・ 現行制度において、大学、学部、学科又は課程ごとに卒業認定・学位授与の方針教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「三つの方針」という。）を定めることとされているが、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置する際には、各大学は、当該プログラムの「三つの方針」を一貫した理念の下に策定し、それらに基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ、実施することにより、社会のニーズに応じた質の高い学びを学生に提供していく必要がある。
- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの設置にあたっては、当該プログラムの質保証の観点から、学生への入学及び卒業の判定や学位に関する審査、学生への履修指導・教育指導、成績評価、担当教員のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等を実施する教学管理体制を整備することが極めて重要である。この際、当該学位プログラムと緊密に連携協力する学部が協力して教授会や管理運営組織を設け、教学管理体制を確立する必要がある。
- ・ 上記の学位プログラムごとの教学管理体制に加え、将来的には学長の下に全学的な組織を設け、新たな学位プログラムの編成や質保証の取組を一元的に進めていくことも考えられる。

【対象となる学位課程の範囲】

- ・ 対象となる学位課程の範囲については、学士、短期大学士、修士、博士の学位課程とする。一方、学士（専門職）、短期大学士（専門職）及び修士（専門職）については、制度趣旨や教育内容等との整合性の観点から慎重に検討する。また、医師・歯科医師・薬剤師・獣医師など、教育課程の大部分について、国家資格のための課程認定の対象となるものについては、対象から除外することも含め、個別に検討する。

実務家教員に係る主な記載抜粋

6. 教育課程の改善、指導方法の改善等による学修の質の向上

(3) 制度改正等の方向性

実践的な教育課程への改善

- 大学教育がより社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務の経験を有する者の大学教育への参画を促すために、大学において必要専任教員に上乗せで実務家教員を専任教員として配置することができる旨を規定する。
- また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、専任でない実務家教員であっても6単位以上の担当授業科目を持つ場合には、教育課程の編成等に対して責任を負う者とするよう努めるべきことを規定する。その際、実務家教員は現場に関わる豊富な知識・技能等を有する一方で、必ずしも授業を教えることに熟練しているわけではないため、FDの受講を促進する。
- さらに、質の高い実務家教員を確保することができるよう、実務家教員の育成プログラムを開発し、これから実務家教員になろうとする者に当該プログラムを受講することを促していくことが有効である。なお、当該プログラムを大学院教育の一環として組み込むことも考えられる。加えて、その修了者の情報を大学等が共有できる仕組みを構築すべきであり、国もこうした取組を支援すべきである。

【参考3】 学位プログラム関連参照条文等

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織(以下「学部以外の基本組織」という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準(第四十五条第一項に規定する共同学科(第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。))及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。)に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときにはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

（設置廃止等の認可）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3～5 略

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～五 略

六 私立の大学の学部の学科の設置

七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。）の変更

八～十一 略

2 略

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程 の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二～五 略

2～3 略

【参考4】実務家教員関連参照条文等

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）（抄）

（専任教員）

第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。

（専任教員数）

第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一により当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一により専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抄）

（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知） （29文科高第542号）

第三 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）

3 留意事項

（10）実務の経験等を有する専任教員について

- ① 専門職大学等においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、必要専任教員数のおおむね4割以上は、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（いわゆる「実務家教員」）としたこと。さらに当該必要とされる実務家専任教員数の2分の1以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者（いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」）としたこと。
- ② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ③ 研究能力を併せ有する実務家教員のうち「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれること。
- ④ ①により必要とされる実務家専任教員数の2分の1の範囲内は、いわゆる「みなし専任教員」として、「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者」で足りることとしたこと。ここにいる「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められること。
- ⑤ 「みなし専任教員」については、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるものであり、（8）②の専任教員（大学等以外の業務をもつ専任教員）と同様、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図りたいこと。（専門職大学設置基準第36条／専門職短期大学設置基準第33条関係）